

障がい児保育等認定手続き

1. 利用（入所）前児童の場合

※ 区)保健福祉部長より【様式1-1】観察保育実施依頼書が届く

各施設で
作成

依頼を受けたら、観察保育（保護者と一緒に保育体験をする）を実施し、【様式1-2-(1)】行動観察報告書を作成する。

- ・【様式1-2-(1)】行動観察報告書
※観察期間の状況に応じて児童の姿を記入する。

以下、各区子ども家庭福祉係職員と協議・相談の上、必要な場合がある。

保護者から
提出

- ・各種手帳のコピー（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）
◎手帳を所持していない場合
- ・判定書（児童相談所）若しくは、診断書（別表2）（札幌市障がい児保育等事業にかかわる判定・療育関係機関18か所のもの）
- ・児童相談所に行く場合には、書類が保護者以外に渡るため【様式1-6】同意書が必要

提出先：区健康・子ども課子ども家庭福祉係「区保健福祉部長又は、区保健担当部長あて」

2. 在籍(既利用)児童の場合

各施設で
作成

- ・【様式1-3】障がい・医療的ケア児保育等（認定・再認定）依頼書
※右上の日付は、記入日とする。

- ・【様式1-4-(1)】既利用児童の行動観察報告書
※観察期間は、最近の姿（1か月程度）を記入することとする。

保護者から
保育施設へ
提出

- ・各種手帳のコピー（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）
◎手帳を所持していない場合
- ・判定書（児童相談所）若しくは、診断書（別表2）（札幌市障がい児保育等事業にかかわる判定・療育関係機関18か所のもの）
- ・児童相談所に行く場合には、書類が保護者以外に渡るため【様式1-6】同意書が必要

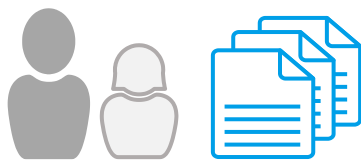
提出先：区健康・子ども課子ども家庭福祉係「区保健福祉部長又は、区保健担当部長あて」

※ 対象児童が転園、認定解除、退所、教育・保育給付認定変更となった場合には、速やかに 区健康・子ども課子ども家庭福祉係に報告すること

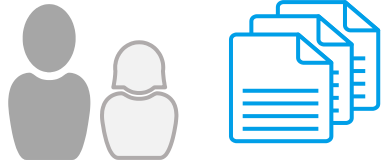
医療的ケア児保育認定事務の流れ（概要：1号認定児童・

在園しているの2号3号認定児童）

1. 保護者の事前準備

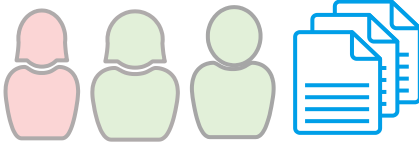
児童・保護者	医療機関
 ①医療機関に下記の書類について記載を依頼 【様式2-2】主治医意見書 【様式2-3】医療的ケア指示書・別紙 【参考資料】意見書の記入にあたって	 ②医師が園児への日常的な医療的ケアの必要性及び集団保育の可否を判断し書類を記載

2. 施設での手続き

児童・保護者	入所施設
 ①認定こども園へ入所申込み（下記の書類を提出） 【様式2-1】医療的ケア実施申出書 【様式2-2】主治医意見書 【様式2-3】医療的ケア指示書・別紙 （所持があれば）障がい関わる手帳の写し	※医療的ケアを行う看護師配置がある  ②保護者と日程調整し、観察保育の実施（注1） ③医療的ケア児保育認定を依頼 【様式1-2-（2）】行動観察報告書（医療的ケア児用） 【様式1-3】障がい・医療的ケア児保育等（認定・再認定）依頼書

3. 医療的ケア児保育認定審査会の開催

全ての書類を区子ども家庭福祉係へ提出し、申請する

札幌市（子育て支援部長）	
①出席者は子育て支援部長が区保健担当部長等（医師職）、巡回指導専門員（心理判定員）、指導担当課長、医療的ケア児保育推進担当係長の中から児童の申請内容に応じて選定。 入所先の施設長や看護師にも出席を依頼する場合がある。 ②医師の意見書及び指示書や施設が作成した行動観察報告書を基に、当該施設において、児童の医療的ケアや集団保育が可能かどうか判断する。	 認定

4. 医療的ケア児保育認定の決定

※ 医療的ケア児保育認定後、区への提出書類

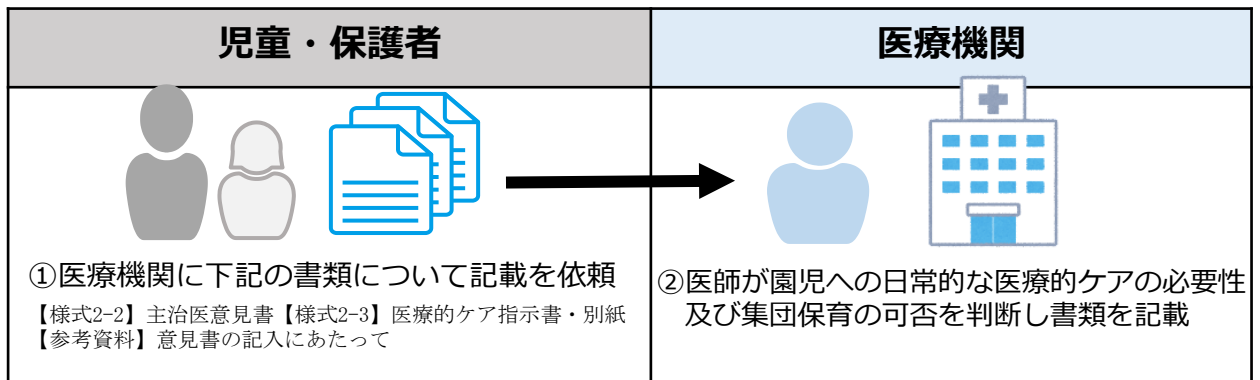
【様式2-4】医療的ケア実施内容通知書、【様式2-5】承諾書、【様式2-6】医療的ケア実施計画、それぞれの写し

注1：観察保育は行動観察報告書の項目を参考にし、保育中の様子以外に家庭での様子、医療的ケアの内容・手順について、配慮事項等の聞き取りや保護者の思い、今後の見通し等について、細かく確認できるとよい

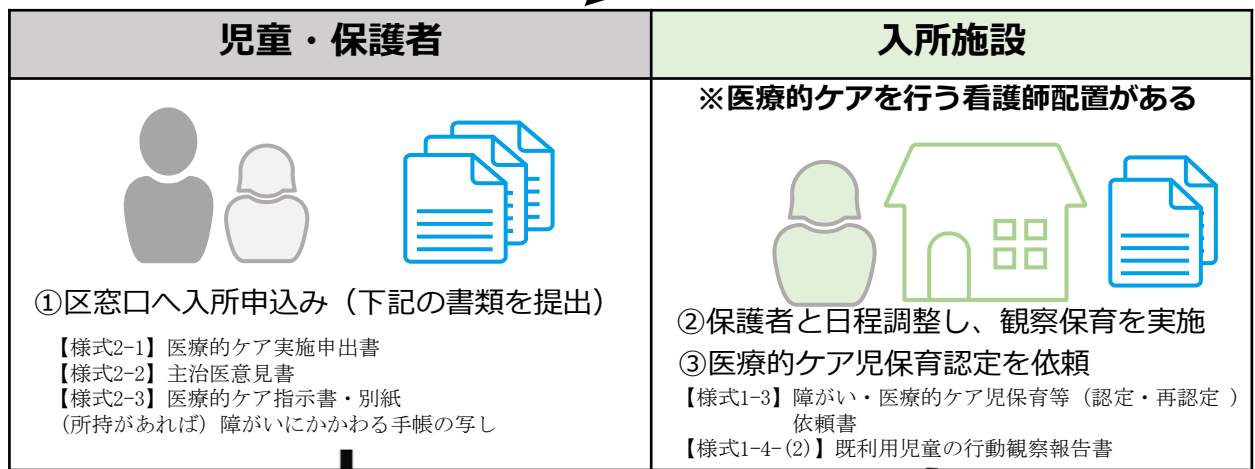
医療的ケア児保育認定事務の流れ

(概要：入所前の2号・3号認定児童)

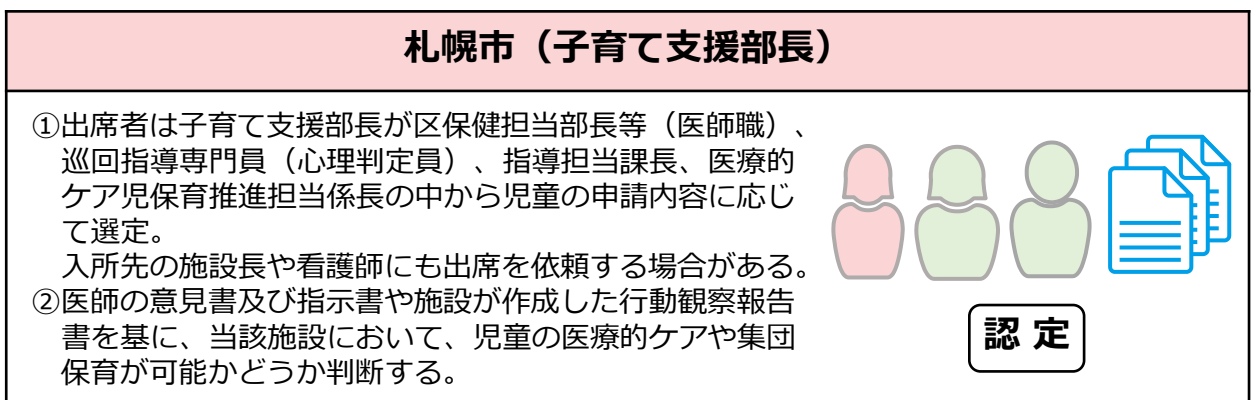
1. 保護者の事前準備



2. 施設での手続き



3. 医療的ケア児保育認定審査会の開催



4. 医療的ケア児保育認定及び入所の決定

※ 医療的ケア児保育認定後、区への提出書類

【様式2-4】医療的ケア実施内容通知書、【様式2-5】承諾書、【様式2-6】医療的ケア実施計画、それぞれの写し

※既利用児童が手続きする場合

「1. 保護者の事前準備」は同様。「2. 施設での手続き」については、保護者が準備した必要書類を施設へ提出し、施設は園児の様子等について、札幌市（区窓口）へ報告するよう求める。その報告と医師の診断書等を基に審査会で認定する。（障がい児保育認定と同様の取扱い）